

かめおか児童クラブ運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

亀岡市において実施している放課後児童健全育成事業（以下、「かめおか児童クラブ」）の質の向上と運営の安定化を図るとともに、児童が心豊かに活動できるように、本要領では、「かめおか児童クラブ運営業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

（１）業務名

かめおか児童クラブ運営業務

（２）業務内容

別に定める「かめおか児童クラブ運営業務仕様書（以下、「仕様書」）」のとおり

（３）業務場所

亀岡市が設置しているかめおか児童クラブ（１６児童クラブ）

	名 称	設置場所
1	亀岡小学校かめおか児童クラブ	亀岡市内丸町１５番地
2	安詳小学校かめおか児童クラブ	亀岡市篠町篠中北裏６８番地
3	東別院小学校かめおか児童クラブ	亀岡市東別院町東掛岩脇９番地
4	西別院小学校かめおか児童クラブ	亀岡市西別院町柚原西条８３番地
5	曾我部小学校かめおか児童クラブ	亀岡市曾我部町南条中荒水代１番地
6	吉川小学校かめおか児童クラブ	亀岡市吉川町穴川平田１７番地
7	蒔田野小学校かめおか児童クラブ	亀岡市蒔田野町佐伯源ノ坊１８番地
8	大井小学校かめおか児童クラブ	亀岡市大井町並河１丁目３番１号
		亀岡市大井町土田２丁目１１番２０号（メディアス）
9	千代川小学校かめおか児童クラブ	亀岡市千代川町北ノ庄国主ケ森２１番地
10	保津小学校かめおか児童クラブ	亀岡市保津町式番１１番地１
11	つつじヶ丘小学校かめおか児童クラブ	亀岡市西つつじヶ丘霧島台１丁目１番地
12	城西小学校かめおか児童クラブ	亀岡市余部町前川原４６番地
13	詳徳小学校かめおか児童クラブ	亀岡市篠町柏原田中３番地１
14	南つつじヶ丘小学校かめおか児童クラブ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台２丁目２８番１号
15	亀岡川東学園かめおか児童クラブ	亀岡市馬路町溝ノ上１４番地の４

16	育親学園かめおか児童クラブ	亀岡市本梅町中野和田山1番地の2
----	---------------	------------------

(4) 業務期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

(5) 見積限度額

1,500,000,000円

※ 見積限度額を超える提案は失格とする。

※ 上記金額は、契約締結時の予定価格となるものではない。

※ 本事業は、消費税法第6条及び別表第2第7号に規定する社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税とする。

3 実施形式 公募型

4 日程

項目	日程	備考
公募開始	令和8年7月13日(月)	
質問締切日	令和8年7月21日(火)	午後5時必着
質問に対する回答日	令和8年7月24日(金)	
参加表明書等の提出期限	令和8年7月31日(金)	午後5時必着
参加資格審査結果通知書送付予定日	令和8年8月5日(水)	
企画提案書等の提出期限	令和8年8月12日(水)	午後5時必着
※プレゼンテーション実施日	令和8年8月下旬	
審査結果通知	令和8年9月上旬	

※ 様式等については亀岡市ホームページ

(<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/45/90129.html>)からダウンロードすること。

(窓口では配付しない。)

※ スケジュールについては、諸般の状況により変更する場合がある。

※ 提案事業者が1者の場合は、資料審査のみを行う可能性がある。

5 参加資格

(1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。

(7) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。

(8) 本業務を一括再委託しない者

6 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ・ プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ・ 事業所概要（第2号様式）
- ・ 業務実績書（第3号様式）
- ・ 亀岡市における入札参加資格審査申請受付書

「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類も併せて提出すること。

（提出部数各1部）

- ① 商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）
- ② 本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- ③ 誓約書及び役員一覧表（第4号様式、第5号様式）
- ④ 支店・営業所の場合、本社の委任状

(2) 提出部数 正本1部

(3) 提出方法 持参（平日の午前9時～午後5時まで）

郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の到着確認ができる方法による）。

- (4) 提出場所 「16 事務局」に記載のとおり
- (5) 提出期限 令和8年7月31日(金)午後5時必着
- (6) その他 参加申込みに関する審査結果は、申込者全員に書面で通知する。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 受付期間
令和8年7月13日(月)から7月21日(火)午後5時まで
- (2) 受付方法
質問書(様式第7号)に記入の上、「16 事務局」まで電子メール又はFAXで提出するとともに、電話にて連絡すること。なお、電話または口頭による質問には応じない。
- (3) 回答日・回答方法
令和8年7月24日(金)中に本市ホームページにおいて回答する。
- (4) 質問内容
質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

8 企画提案書の提出方法

「6 参加申込の手続き」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提出書類 「9 企画提案書について」に記載のとおり
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を記載すること。
- (3) 提出先 「16 事務局」に記載のとおり
- (4) 受付期間 令和8年8月12日(水)午後5時まで
※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

9 企画提案書について

企画提案書は次のとおりとする。

- (1) 内容
 - ①企画提案書表紙(第9号様式)
 - ②企画提案書(様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。)
 - ③参考見積書及び内訳書(様式自由。なお、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。)
 - ④予定担当者調書(第10号様式)
- (2) 提出部数 正本1部、副本10部
- (3) 作成上の留意点

- ①文字の大きさは、原則として11ポイント以上とする。
- ②文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。
- ③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
- ④企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。
- ⑤用紙は、A4片面印刷を基本とし、A4を超えるものは折込でA4とすること。
- ⑥使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- ⑦企画提案書表紙（第9号様式）について、正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- ⑧企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。

10 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

（1）日時

令和8年8月下旬（予定）。日時は、参加事業者に後日通知する。

（2）場所

亀岡市役所 会場は、参加事業者に後日通知する。

（3）出席者及び説明者

- ①出席者及び説明者は各事業者5名以内とし、本業務の業務責任者となる者又は業務従事者となる者は必ず出席すること。
- ②出席者の所属・役職、氏名を予定担当者調書（第10号様式）により提出すること。
- ③上記の予定担当者調書については、プレゼンテーション審査の前々日の正午までに、亀岡市社会教育課へ電子メール又はFAXで提出すること。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。ただし、交通機関の事故その他やむを得ない理由がある場合は、速やかに亀岡市社会教育課まで連絡を入れること。

（4）所要時間

各事業者40分程度（プレゼンテーション20分（時間厳守）、ヒアリング20分程度）

（5）内容

- ①当日の説明は、事前に提出した企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の提出順とする。なお、辞退者がある場合は、順次繰り上げるものとする。
- ③プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。

④プレゼンテーション及びヒアリングには、選定委員会のほか、選定委員会の庶務担当者が同席する。

⑤プレゼンテーション及びヒアリングの出席者及び説明者において、発熱がある又は体調不良の場合は出席を見合わせることを。

(6) 使用機器

①説明時は、パソコン、プロジェクター等の使用を認めることとするが、パソコン、プロジェクター等の機材については事業者が準備すること。

②事業者からの申出があれば、スクリーン、電源、延長コードについては本市で用意する。

③パワーポイント等を使用する場合は、スライド画面を印刷した資料を企画提案書に添付して提出すること。

1 1 企画提案者が1 者の場合の取扱い

参加者が1 者の場合は、選定委員会において手続きを継続するのか又は参加資格等を見直して再公告をするのかを協議し決定する。

1 2 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

①選定委員会の審査において、全委員の評価点数の総合点が最も高い者（以下「最高評価点を得た者」という。）を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。

②最高評価点を得た者が複数の場合は、業務委託価格提案書による提案価格の金額が最も安価な者を候補者とし、提案価格の金額が同額の場合は、くじ引きで決定する。

③最高評価点を得た者が評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再度公募もしくは指名等について検討するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に選定又は非選定の結果を書面で通知するとともに亀岡市ホームページにも掲載する。なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国又は地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

1 3 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、次のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

(1) 「5 参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。

(2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。

(3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。

(4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1 4 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき公開する。

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（第6号様式）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

1 6 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市教育委員会 社会教育課

電話番号：0771-25-5199

FAX番号：0771-25-5513

電子メール：syakai-kyouiku@city.kameoka.lg.jp